

身体障害者福祉について

—自立と援護のために—



身体障害者福祉法の目的は「身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、もって身体障害者の生活の安定に寄与する等その福祉の増進を図ることにあり

身体障害者福祉法は、自ら進んでその障害を克服し、すみやかに社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。」とも明記しております。

そこで身体障害者のための相談の窓口をご案内いたします。

一、福祉事務所
福祉の総合的窓口として次のような業務を行います。
身体障害者更生援護施設及び精神薄弱者援護施設への入所、在宅指導など身体障害者、精神薄弱者の福祉についての相談指導。
児童及び母子福祉についての相談指導。

二、身体障害者更生相談所
主として一八歳以上の身体障害者に対し、医学的、心理的、職業的判定と相談指導を行います。医療に関する相談、指導。医学的判定。身体障害者手帳交付申請のための診断。義肢、車いす等補装具の交付と修理の要否判定。心理学的判定、職業能力、適性の判定など行います。

三、児童相談所
児童（零歳～一八歳未満）のあらゆる問題についての相談、指導を行う機関です。

四、保健所
児童の心身の発達および障害についての判定、指導。児童のつつけ、性格、行動、非行等についての相談、指導。児童福祉施設への入所、里親などへの委託の措置。緊急に保護を要する場合などの児童の一時保護。

五、公共職業安定所
心身障害者の職業紹介については、安定所内の職業促進指導官及び心身障害者職業相談員が求人、求職からアフターケアまで、一貫したサービスを行います。

六、相談員
身体障害者相談員
関係機関を直接利用できないか利用方法が分からない人のため

国民年金の 保険料が改定されます

国民年金制度は、歳をとったり不慮の事故で障害者となった場合や、夫を亡くして母子世帯となった場合に、年金を支給して生活の安定を図ることを目的としています。

現在、県内でこれらの年金を受けている人は、九九、〇〇〇人に達しています。

ところで、この給付費用は、保険料とその積立金の運用収入、それに国の負担で賄われていますが、その中心部分とも言える保険料は五八年四月から五、八三〇円（付加保険料加入の場合は、六、二三〇円）に引き上げられます。年金制度は、将来の給付に備えて保険料を積み立てていく建前をとって

気軽に相談を持ち込めるように次の方々に相談員をお願いしております。

芝崎 川頼 保
電話 二一〇三九三

東大坊 飯田利春
電話 二一〇七八三

民生児童委員も社会福祉の増進のため、民間の奉仕者として関係行政機関に協力していただいております。心身障害者の相談にも応じていただけます。本町には三〇名の方にお願いしております。

役場の窓口は住民課福祉係です。お気軽にご相談ください。

所得税・事業税・町民税の申告の期限は、三月一五日（火）ですが、もうお済みでしょうか。申告をしなければならぬ人が多かったり、誤った申告をしたりしませんでした、あとで不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税などの余分な税金も納めなければならないこと

所得税・事業税・町民税の 申告は三月一五日までです

なりますので、忘れずに正しい申告をしてください。

また、「新しく開業された方」や「今まで申告の必要のなかった方」でも、今年申告しなければならぬ方もあると思えますので、今一度お確かめいただき、必要な

方は早急に申告してください。

なお、所得税の便利な納税の方法として、預金口座から振替によって自動的に納税することが出来ます。

この機会に、口座振替納税制度を利用されるようお勧めします。手続きは、税務署か金融機関又は、町役場税務課で、ご相談ください。

ます。この機会に、口座振替納税制度を利用されるようお勧めします。手続きは、税務署か金融機関又は、町役場税務課で、ご相談ください。